生第85190号	混合りん酸肥料	くみあい25.0リンエース12	南九州化学工業株式会社
生第89257号	化成肥料	MS高度化成444	三井物産アグロビジネス株式会社
生第89258号	化成肥料	MS高度化成666	三井物産アグロビジネス株式会社
生第101440号	化成肥料	多木尿素苦土有機入り複合肥料042―2号	多木化学株式会社
生第106112号	化成肥料	東西尿素苦土硫加燐安495	東西肥料株式会社
生第107003号	化成肥料	大成硫加燐安新488	大成肥料株式会社
生第107691号	液状肥料	（N／P／K）肥料用ゼラチンネット分解液	中日本カプセル株式会社
生第107803号	汚泥肥料	会津２号	会津若松食肉事業協同組合
輸第12463号	化成肥料	有機入り富裕マイルド666	株式会社J・K・Cアグロ
輸第12501号	化成肥料	有機入りアミプラス058	株式会社J・K・Cアグロ

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百七十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

表熊本県の項中「熊本県畜産農業協同組合連合会」を「熊本県畜産農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第千百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年八月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

表群馬県の項中「榛名酪農業協同組合連合会」及び「東毛酪農業協同組合」を削る。

表岐阜県の項の次に次のように加える。

愛知県	愛知東農業協同組合

○経済産業省告示第百十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月一日

経済産業大臣　武藤　容治

(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

aｕフィナンシャルサービス株式会社　東京都港区西新橋二丁目三番一号

(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

包括信用購入あっせんの業務を行う事業

(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年七月三十一日

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
久慈市長内町第一八地割四五番二から同市長内町第一九地割一六五番一八まで	前	二三・六九～四四・六六メートル
	後	一九・六九～四四・六六メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町安田字西薬師浜二七五二番八四地先から同町安田字西薬師浜二七五二番七六地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月一日

○海上保安庁告示第十九号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年八月一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	金武中城港具志川火力発電第一号灯浮標
位置	
所在地	沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約八・一キロメートル）
北緯	二六―二三―五六
東経	一二七―五四―五四
撤去年月日	令和七年三月八日
記事	一時変更
名称	静狩港東防波堤灯台
位置	
所在地	北海道山越郡長万部町（静狩港東防波堤外端）
北緯	四二―三五―〇七
東経	一四〇―二八―二五
撤去年月日	令和七年三月十日
記事	一時変更